

広報



# かつら

第2号 昭和45年8月1日発行

## 町民のうごき

世帯数	1,917	世帯	男 4,247
人口	8,606	人口	女 4,359
	男	女	計
出生	2	5	7
死亡	3	2	5
転入	6	4	10
転出	12	13	25

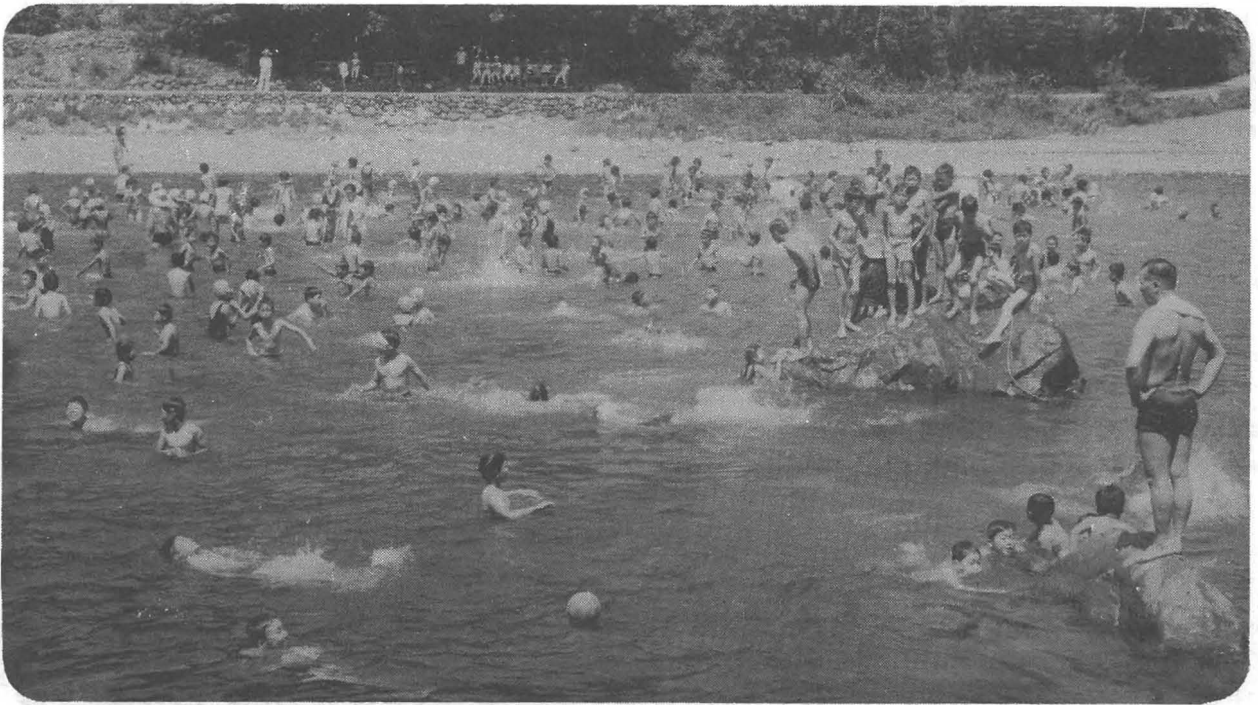
(昭和45年7月1日現在)

発行所 勝浦町

発行者 勝浦町長 中田 森 蔵

編集者 住民課広報係

印刷所 森本印刷



## 青少年の健全育成に

### つとめよう!!

青少年を健全に育成することの大切さは、今さら申しあげるまでもありませんが、その基盤として健全な明るい家庭づくりをするため、町でも毎月オ一日曜日を「子供を明るく育てる日」として各家庭で家族のなごやかな団らんを通じてお互いに理解を深める運動を提唱しておりますので実行していただきたいと思ひます。親と子が話し合いを通じて家庭での過信、放任、過保護をなくし、自分の子供に対し正しい理解をするよう努力して下さい。更に自分の家の子供は勿論ですが他人の子供にも気をつけて、善行はほめ、非行は注意して共に健全に育成するようにして下さい。特に夏休み中は生活がルーズになりがちですので家庭教育で十分生活の御指導をいただきたいと思ひます。特にこの際、子どもを水の事故から守り、青少年の非行を防止することを重点に、深夜外出をさせないようにし水泳または登山等をする場合は保護者で注意して場所、時間などを指導して絶えず関心を持って事故防止につとめて下さい、又最近大変増加している交通事故防止の上から、青少年の無免許運転については、法律を守り、いやくも保護者の不注意により事故の発生を見ることのないよう御注意下さい。

## 毎月一日は

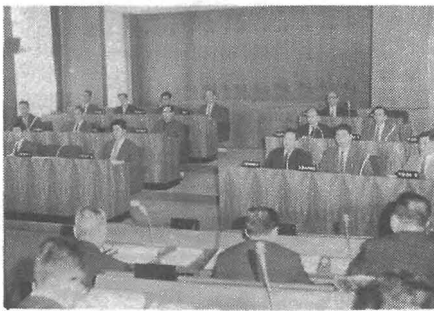
## 子供を明るく育てる日

勝浦町青少年問題協議会

# 町議会だより

## 六月定例会

六月定例会は、六月二十五日開会、七月七日閉会しました。本定例会に町長から提出された議案は、専決処分の承認を求め、三件と、昭和四十五年度一般会計補正予算外三議案であり、いずれも原案通り可決同意されました。



- ◆六月二十五日午前九時五十四分開会。議長の諸般の報告、味間議員から生比奈財産区の植林について報告、町長から本定例会に提案した議案の説明が行われ午後一時三十分散会した。
- ◆六月二十六日から六月二十九日まで議案調査のため休会
- ◆六月三十日全員協議会（議事運営について。）
- ◆七月一日午前十時十六分再開し町政に対する一般質問が行われ町長ほか担当課長から答弁がなされた。
- 質問者と質問事項は次のとおりであった。
- 山本議員
  1. 畑地総合整備事業について
- 吉岡議員
  1. 公害対策について
  - 中西議員
    1. 横瀬小学校の改築について
    2. 地方道整備第六次五ヶ年計画について
    3. 町道改良の重点投資について
    4. 病院財政について
    5. 町財政と勤労所得向上策について
  - 佐藤議員
    1. 峰越林道計画と財政措置について
    2. 軽自動車等の交通安全対策について
  - 味間議員
    1. 老人の医療費の十割給付について
    2. 町道改良の見とおしについて
    3. 病院事業の運営について
    4. 町の超過負担について
- ◆七月二日午前十時十三分再開し前日に引き続き一般質問を行った
- 若木議員
  1. 国外オレシジ情勢と本町みかん産業について
  2. 生食加工の見通しと低温貯蔵について
- 坪内議員
  1. 対米輸出みかん行政について
  2. 米の生産調整に伴う諸問題について
- 岡議員
  1. みかん生産の技術指導について
  2. 病院経営について

以上の一般質問後議案審議に入り、議案第一号専決第六号徳島

県市町村職員退職手当組合の規約変更、議案第二号専決第七号徳島県消防補償等組合規約の一部改正、議案第三号専決第八号昭和四十五年度勝浦町一般会計補正予算（第二号）（公共土木災害復旧費 二一八万円）をそれぞれ承認した。

議案第四号勝浦町道路の路線認定について、寺谷西線外七線を原案通り町道として認定することに決定。

議案第五号勝浦病院事業の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について、（助産費五千元を一万円に、交通災害による診療等の場合の一点単価を二十円をこえない範囲で町長が定める額とする。）を原案通り可決。

議案第六号昭和四十五年度一般会計補正予算（第三号）（歳入歳出に、一五、六一三千元を追加して総額を三〇七、七三六千円とすること）（歳入）を追加の内訳（主なもの）

- 特別交付税三、七八〇千円、幼稚園二年保育に伴う保育料二二二千元、義務教育教材費国庫負担金一三五千元、同和地区改善事業（簡易水道）国庫補助金二、七六〇千円、就学援助費国庫補助金一六七千円、同和地区改善事業国庫補助金三、三七六千円、米生産調整特別対策事業費国庫補助金一八〇千円、国勢調査委託金三九六千円、繰越金九九七千円、同和地区改善事業

起債三、六〇〇千円、（歳出）

国勢調査費三九六千円、同和対策事業費一、三九〇千円、隔離病舎町村組合負担金三六九千円、病院会計繰出金七、二五〇千円、農業費二八〇千円、義務教育援助費三二四千円、小学校費一八八千円、中学校費一六一千円、幼稚園費一八千円、学校給食費九五千元、予備費の減額五、〇〇〇千円。

を原案通り可決。

議案第七号昭和四十五年度勝浦町病院事業特別会計補正予算（第一号）（医業外収入を八、〇〇〇千円追加して、医業費用二、一七〇千円、医業外費用二、〇五〇千円を追加すること）、を原案通り可決し、陳情書七件の委員会審査報告を報告通り決定した。

提案された全議案の審議が終了後、湯浅議長から一身上の都合により退職願が提出され、議会はこれを許可した。後任議長の選挙について全員で協議することにしたが午後五時二十八分散会

◆七月七日議長選挙について全員で協議したが結論を得ず午後四時五十八分本定例会を閉会しました。

なお本定例会において、同和対策事業の調査、研究、推進を目的とした特別委員会が設置されました。

- ◎委員長、○副委員長
- ◎中瀬英夫、○平 忠・高橋肇・中西晴美・古井治・山路保義・大井儀

## 第三回臨時会

昭和四十五年第三回臨時会は七月二十一日開会、七月二十二日閉会しました。

本臨時会に町長から提出された議案は、専決処分の承認を求め、三件と、昭和四十五年度一般会計補正予算の二件であり、いずれも原案通り可決同意されました。

◆七月二十一日午前十時〇分開会、岡副議長から諸般の報告、町長から本臨時会に提案した議案の説明が行なわれ、ただちに議案を審議した。

議案第一号専決第一号勝浦町道路の路線の一部廃止について原案どおり承認、議案第二号昭和四十五年度勝浦町一般会計補正予算（第四号）（一、二七〇千円を追加して、予算総額を三〇九、〇〇六千円とすること。）

（財源として地方交付税一、二七〇千円、歳出の追加は、議会の調査、研究活動費五〇〇千円、同和対策事業費六三三千元他です。）を原案通り可決して議案審議を終了した。その後議長選挙を行い古井治議員が議長に選ばれました。新議長選出後岡副議長から辞職願が提出され議会は、これを許可し午後十一時三十五分散会

◆七月二十二日午前〇時十分開会したが午前〇時三十一分出席議員の定足数が欠けたため休会となり午後五時に至っても過半数の出席がないたため再開が出来ず流会となった。

# 行政相談について

## 徳島行政監察局

すべての役所では、よりよい行政に努めておりますが、わずかの手違いなどで必ずしも国民の皆様方に満足していただけないようなことがまあります。例えば、道路や河川など公共施設の維持管理業務、登記や失業保険等の窓口業務、公害、公衆環境衛生、恩給、郵便など役所が行なっている仕事についてテキ、バキとやってくれない、納得できない、どうにかしてもらいたいなど。

このような役所の仕事に対し苦情や不満、要望意見等がある場合利用していただきたいのが徳島行政監察局で行なっている「行政相談」です。

「行政相談」とは、徳島行政監察局において先に述べたような役所の仕事に対する苦情や不満、要望意見についての申し出を聞き、第三者的立場から検討を加え、苦情等の円満な解決を図るものです。

徳島行政監察局では、この「行政相談」をできる限り多くの方々に気やすくご利用いただくため、県下五十市町村に行政相談委員を配置しております。

「行政相談」は一切無料で秘密を守り、特に名前を知られたくない場合は匿名で取りあつかいます。また申し出の方法も直

接行政監察局あるいは行政相談委員に申し出られても、電話や手紙で申し出られても結構です。受付は、常時行なっております。役所の仕事に対し苦情や不満、要望意見のある方はどんな

### 徳島財務事務所だより

## 自主納税について

県税の納付につきまして、日頃みなさまのご協力により、非常な成績をあげ、毎年度県税収入の総予算に占める割合(四五年度は一五・一%)が高くなっています。

したがって各種行政も順調に進められ県民福祉に役立っていることは、ご承知のとおりであります。

県においては昭和四十三年度から職員戸別訪問による県税の徴収をやめてみなさまの手で

小さなことでも気軽に申し出て下さい。

なお、徳島行政監察局および当町の行政相談委員の住所、電話番号は次のとおりです。

○徳島行政監察局  
徳島市新蔵町一丁目三五番地  
電話 徳島五四一—一五三一

○行政相談委員  
大字沼江 中村芳生  
電話 阿波勝浦 三一—三

最寄の郵便局、阿波銀行又は徳島相互銀行もしくは財務事務所にて納めていただくことにします。

が非常な好成績をあげ深く感謝しております。しかし、まだこのことを十分知らない方もあり、そのため無駄な経費が使われることになり他の納税者の方にご迷惑をおかけしている面があります。

県税は必ず皆様方の手で納期限内に納付してください。そして今後とも明るい県政の推進について一層のご協力をお願いいたします。なお県税について、不審や疑問な点があるときは、気安くお尋ねください。おもな県税の納期限はつぎのとおりです。

徳島合同庁舎内 徳島財務事務所

税目	納期限	備考
法人県民税	法人自身が始めて事業期間終了の日から2ヶ月以内	
事業税	同上	
個人事業税	第1期 8月末日 第2期 11月末日	
不動産取得税	納税通知書によって決められた日	
娯楽施設利用税	翌月の15日(毎月)	
料飲食等消費	翌月の末日(毎月)	
自動車税	第1期 4月末日 第2期 10月末日	普通乗用自動車 営業用年額22,500~45,000 小型 家用用 54,000~90,000 " " 6,000~8,000 準乗用車 家用用 18,000~24,000 (ライトバン) 5,000~7,500 小型三輪車 家用用 8,000~12,500 小 積載量 5トン以下 5,000~15,000 " " 8トンを越えるもの 18,000~24,000 " " 8トンを越え1トン毎に24,000に4,000を加算

## 車は登録を

一、軽自動車の登録、廃車手続は速やかに!

軽四輪自動車、原動機付自転車の登録、廃車の手続は速やかにしてください。とくに買換えなどによる古い車の廃車手続きを忘れず税金がいつまでもかかりません。軽四輪自動車の登録、廃車手続は徳島陸運事務所へ、原動機付自転車の登録、廃車手続は町税務課でしてください。なお廃車の手続(原動機付自転車一・二五CC以下)の場合には標識番号を税務課へ必ず返還してください。そうしないと廃車手続が出来ません。

二、無登録車(軽四輪自動車、原動機付自転車)は使用しないで!

最近町内では無登録車の使用が目立っております。このような車を使用すると地方税法並に勝浦町条例違反「軽自動車税の脱税に関する罪」となり罰則をうけるばかりでなく交通事故等発生の際には被害者はもちろん加害者とも大変なことになるので無登録車の使用は絶対しないようご注意ください。

—税務課—



# 国民年金だより

## —あなたは国民年金に はいっていませんか—

(一)当然加入しなければならない人(強制加入)

○農業、林業、漁業に従事している人

○工業、商業、サービス業などに従事している人

○開業している医師、歯科医師、薬剤師

○弁護士、税理士、公認会計士など

○日雇労働者、職業のない人  
このような職場の年金制度(厚生年金保険、共済組合など)に加入していない二十才から六〇才までの人はかならず加入しなければなりません。ただし職場の年金制度から年金を受けている人やその配偶者は除かれます。  
(二)希望で加入できる人(任意加入)

### ◎若年任意加入

二〇才以上六〇才未満の人  
でつぎのいづれかに該当する人は希望によって加入できます。

①職場の年金制度に加入している人の配偶者

②職場の年金制度から年金をもらっている人およびその配偶者

③公務扶助料、恩給などをうけている人およびその配偶者

④ひるまの学校にかよっている学生

### ◎高齢任意加入

任意加入の継続(十年年金)  
昭和三十六年当時加入して途中でやめた人は昭和四十五年七月一日から九月三十日までの間に再加入の申出をして過去に加入していた期間と合せて十年になるように一ヶ月四五〇円の保険料を昭和四十七年六月三十日までに(それまでに六十五才に達する人は六十五才に達する日までに)納めますと六十五

才から六万円の年金が支給されます。

### !!こんなときは すぐに届出 をしましょう!!

(1)職場の年金制度(厚生年金保険、共済組合など)から脱退したとき、又は職場の年金制度に加入したとき

このような異動が生じたときはすみやかに届出をしてください。手続きをしませんとせっかくの老令年金が継続できずもろくなくなりまますから御注意ください。

住民課

## 二、生比奈診療所の休診

長らく後利用いただいておりました生比奈診療所が、医師転出等の都合により、八月四日(火曜日)から、当分の間休診いたします。従来治療をなされておられた皆様には誠に恐縮ですが、事情ご賢察のうえ、以後勝浦病院において受診下されば幸甚と存じますので、この段よろしくお願い致します。

### 三、産婦人科 診察日時の変更

従来、月、水、金曜日に徳島大学産婦人科磯島助教授外二名の先生が診察されておりましたが八月一日より大学の都合により当分の間(十一月頃まで)月、金曜日、午前九時三十分より午後二時迄と止むを得ず変更いたします。就いては診察を受けられる方はこの時間内にご来院下さい。

勝浦病院事務長



## 勝浦病院だより

### 一、勝浦病院、外科の 診察について、

勝浦病院外科医長、秋田讓先生の転出に伴い、八月一日よ

### 外科診察時と担当医師表

備考	土	金	木	水	月	曜日	診察開始時間	担当医師	摘要
外科各種手術はもとより入院、往診応需し、毎週火曜日以外は時間的差異があつても外科医師がほとんど常動いたしております。 ご利用下さい。	右	右	右	右	自午前九時より 至午後四時まで	診察終了時間			
	同	同	同	同	同	同	田中先生	徳大第二外科医師	
			長岡先生	安田先生	露口先生		徳大第二外科医局長	徳大第二外科医師	
			徳大第二外科医師	徳大第二外科医師			徳大第二外科医師		

## 簡易郵便局で 福祉年金が もらえます

福祉年金支払事務の取扱いは現在町内三郵便局で行つてきましたが今回国民年金法の改正により、星谷簡易郵便局、生名簡易郵便局が追加指定され九月期支払分から取扱いすることになりましたのでお知らせします御希望の方はお申出下さい

住民課

## 水防対策について

いよいよ台風シーズンになりました。今年は大台風の来襲がけんざれますので、来襲時にそなえ「電池、ローソク、トランジスタラジオ、雨具、その他必要なもの」などを備え毎日の新聞、ラジオ、テレビ等の天気予報には特に注意して聞き万全を期して下さい。

建設課

もし被害が生じた時はただちに建設課まで報告下さい。



# 同和对策事業特別措置法について

この法律は昭和三十六年十二月内閣総理大臣が同和对策審議会に諮問し、同和地区に関する社会的及経済的諸問題を解決するための基本的方策について四年間の年月をかけ調査審議した結果前文より結語まであらゆる面について答申が出されているがその前文の中に、「きわめて憂慮すべき状態にあり関係地区住民の経済状態生活環境等がすみやかに改善され平等なる日本国民としての生活が確保されることの重要性を改めて認識したものである。政府においては本答申の報告を尊重し有効適切な施策を実施して、問題を抜本的に解決し恥ずべき社会悪を払拭してあるべからざる差別の長き歴史の終止符が一日もすみやかに実現されるよう万全の処置をとられることを要望し期待するものである」という答申が四十年八月に出されその後昭和四十四年七月十日に法律第六十号として同和对策事業特別措置法が公布されました。この目的として第一条に「この法律はすべての国民に基本的人権の享有を保障する日本国憲法の理念にのっとり歴史的社会的理由により生活環境等の安定向上が阻害されている地域について国及び地方公共団体が協力して行な

う同和对策事業の目標を明らかにするとともに、この目標を達成するために必要な特別の措置を講ずることにより対象地域における経済力の培養、住民の生活の安定及び福祉の向上等に寄与することを目的とし」第三条には国民の責務として、「すべて国民は、同和对策事業の本旨を理解して相互に基本的人権を尊重するとともに、同和对策事業の円滑な実施に協力するよう努めなければならない」と定

め又第四条に於ては「国及び地方公共団体は、同和对策事業を迅速かつ計画的に推進するよう努めなければならない」と責務等を定めその他国の施策特別の助成、地方債等が定められていた。以上簡単に述べましたが此の法律は時限立法であり昭和五十四年三月三十一日にはその効力を失うことになっております。

すでに一年を経過して残り八年六箇月余しかありません此の間に国及地方公共団体、国民のすべてが此の問題に取組んであらゆる問題を解決せなければなりません。

何卒町民各位の御理解と御協力をお願いいたします。

## 住みよい まちづくり



### 生活意識調査について

このたび、町発展と町民生活の向上を長期的な展望にたつて推進していくために、広く町民の皆さんのご理解とご協力を得て、総合計画を策定することになりました。その方法として町民生活意識調査を実施します。誠にお手数恐縮ですがご協力下さるようお願い致します。

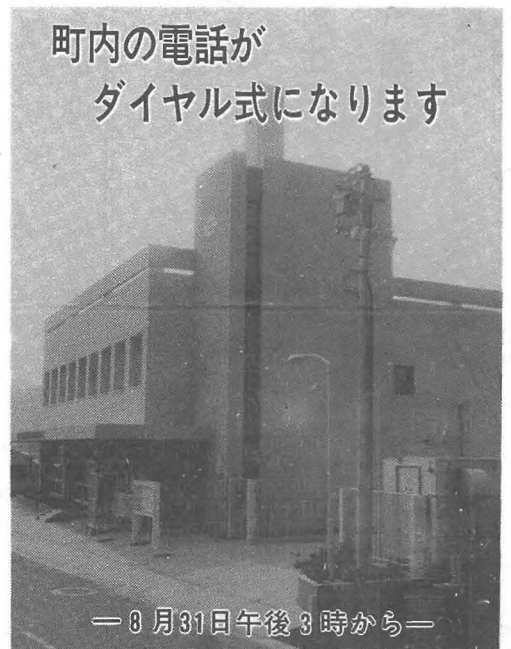
なお、この調査票は九月早々に勝浦園芸高校および、中学校のお子さんを通じて配付いただきますので、調査期間の九月一日より九月五日までの間にご記入の上、調査票と同時にお渡ししました封筒に入れて密封し学校のお子さんを通じて担任の先生にお出し下さるようご協力をお願いいたします。

総務課

## 町内の電話がダイヤル式になります

八月二十一日午後三時から、町内の電話がダイヤル式電話に切り替わります。ダイヤル式電話になりませんが、電話番号は四けたの新しい番号にかわりますので、お手もとの新しい電話番号簿で調べになってからおかけください。

なお、三時の切り替え前後十分位は通話ができることがありますので、この時間の通話はなるべくご遠慮ください。



— 8月31日午後3時から —

### ◇電報は

阿波勝浦電報電話局から配達いたします。現在、生比奈、勝浦の郵便局から配達されている電報は八月二十一日から阿波勝浦電報電話局から直接配達いたします。

### ◇ダイヤル式電話の

#### かけかた

◎相手の番号は必ず電話番号簿や書表等で確かめましょう。

◎受話器をあげて発信音を聞いたらすぐダイヤルを始め指どめまで正しくまわしてください。

◎市外通話はほとんどダイヤルだけがかかります。相手

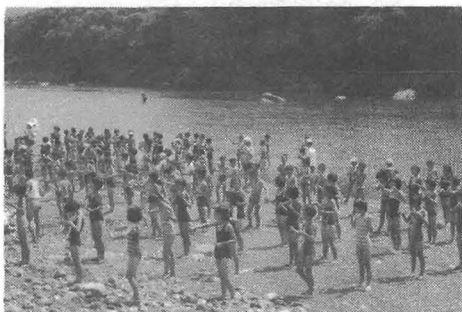
◇電話のかけかた等、電報電話のお問い合わせはおきがるに電報電話局の窓口をご利用ください。

阿波勝浦電報電話局



# 夏休みの事故

## 子どもを守ろう



夏休み中に子どもの事故を絶対に出さないよう、みんなで注意しましょう。

※水難事故防止

1. つねに子どもの健康状態、天候、川の水量などを考慮し水泳について指示すること。
2. 水泳指定場所以外は禁止区域です。指定外での水泳は事

3. 故のもです。水泳時間は一時から四時までです。子どもの健康に忠じて時間を制限してください。
  4. 子どもが水泳に行く時は、「誰と」「どこへ」「いつ帰る」をはっきり聞いておこう。
  5. 子どもへの注意事項
    - (ア) 水に入る前は準備体操をする。
    - (イ) 急に飛びこまず、順次水温に体をならす。
    - (ウ) 泳げないのに無理して深いところへ行かないこと。
    - (エ) ふざけて足を引っぱったり頭をおさえたりしない。
    - (オ) 一眼レンズの水メガネは使用しないこと。
    - (カ) 水の冷たい日は泳ぐ時間を短くする。
    - (キ) おぼれたまねをしたり、びつくりするような声を出さないこと。
    - (ク) とびこむときは下をよくみる。
    - (ケ) 命ふだは、きめられたところにはちゃんとおいておき、帰りには必ず持帰ること。
    - (コ) おなかogaすいたまま泳がないこと。
    - (カ) 水泳が終わったら耳の水をよくとること。
    - (シ) のどがかわいても川の水は飲まないこと。
    - (ス) 見張りの人のさしずを守る
- ※交通事故防止
1. 道路でボール投げなどの遊びをしないこと。
  2. 友だちと歩く時、二列三列

- にもならないこと。
3. 自転車の二人乗りや、夜、無灯で走らないこと。
  4. 細い道から広い道路へ出る時は一度止って左右を確かめる
  5. かさをさして自転車に乗らないこと
  6. カブや自動車をいじらせないこと、キイは父兄が保管するよう。
  7. 自動車に紙玉(火薬)をなげたり、ひかせたりしないこと。  
(横瀬小)

### 住民相談 御利用ください

行政に対する苦情その他なんでも結構ですお気軽に御相談ください。

住民課

### お誕生 おめでとう

三 角 隆 文  
中 折 部 文  
坂 東 真 弓  
生 名 東 陽 子  
三 溪 溝 塚 由 美  
坂 本 田 内 史  
生 名 池 卓 美  
沼 江 福 田 樹 史  
沼 山 内 岡 大 美  
沼 溪 溝 初 大  
三 溪 平 岡 美  
沼 江 福 田 樹 史  
沼 山 内 岡 大 美

### 祝 ご結婚

中 角 西 浅  
沼 江 紺 堂 マサ子  
三 溪 桜 木 美佐子  
徳島市 新居

この一票くらしと  
政治にかける橋  
選べ人物 郷土のために  
模範選挙は 我家から

勝浦町明るく正しい選挙推進協議会

### おしらせ

#### 届出が便利に

出生死亡の戸籍届出地が次のとおり改正されました。

届出地＝事件本人(出生子、死亡者)の本籍地又は届出人の所在地のほか事件発生地(出生死亡地) 住民課

### おくやみ 申します

中 角 若 木 義 久  
徳島市 千加代  
星 谷 川 上 ヤエ子  
上 勝 町 岩 田 強  
坂 本 中 内 猛 博  
徳島市 津久茂 信 子  
坂 本 長 田 美 恵 子  
上 勝 町 上 原 孝  
沼 江 吉 岡 庫 五 郎  
生 名 竹 林 お 美  
久 国 松 田 ツ 郎  
沼 江 森 山 周 七  
三 溪 吉 田 宗 七  
沼 江 楠 田 宗 七  
生 名 柳 田 トシコ  
棚 野 谷 孝 平



# 夏バテを脱しよう

## 疲れと

## 食べもの

体がだるいとき、その回復に最もよい方法は何といっても休養ですが、食べものによっても疲労回復をはかったり、疲労を予防するのも効果があり、重要なことです。肉体的疲労の場合は失われたカロリーを補うこと、糖分つまり甘いものを食べることで、又、暑いとき特に大切なことは、大汗をかいたら水を補うこと、食塩を補うこと、更にビタミン類も摂取しなければなりません。ビタミンはカリウムを体内への吸収を助けます。それで、疲れたときは、果物を食べると効果があります。

また、精神的な疲労で、頭がぼーとしたときは、コーヒのような興奮剤のようなものを飲むと疲れをいやすのに役立ちます。

一方、疲労予防として、重労働や厳しい運動をする時は、あらかじめ甘いものをふだんより余分に補っておいたり、ビタミン類（特にB、C）をとっておくことが大切です。

いずれにしても疲労の予防、回復には、やはりふだんの食生活が大切です。日頃の食生活が自分の生活にあったもの、バラ

## 給食センター

ンスのとれた食生活をしておくこと、基礎的な力をつけておくことが肝要です。

## 夏の食事に

## 工夫を

暑さで食欲もおちる時節、家庭の食卓を受けもつお母さんのちよつとした心づかいで家族の食欲不振をふつとばし、もりもり食べて楽しい夏をすごしましょう。

- 一、今、出廻る青じそ、みょうが、青柚、夏大根など自然の香りを活用する。
- 二、酢を使ってサツパリとした料理をする。
- 三、冷蔵庫や氷で冷たさの演出
- 四、冷しそうめんから西瓜まで夏ならではの食べものが一ぱい（みつめ、シャーベットのころ天、プリンなど）
- 五、盛り付けに一工夫し、涼しさを盛りましょう。
- 六、食事をする雰囲気をよくすることも大切です。
- 七、食事の前にアベタイザーを（食欲を増進させるもの、例えばレモン、梅干）
- 八、冷たいもの熱いものなど栄養のバランスを考えて献立の工夫を

# 飲酒運転を追放

飲酒運転の規則が強化されました。規則をよく守り運転されるようお願いいたします。

- (一) 酒気帯び運転  
 (1) 酒気を帯びて車両等を運転することを禁止する。この場合の酒気を帯びている状態とは、身体に保有するアルコールの量にかかわらず、およそ社会通念上酒気を帯びているといえる状態をいう。
- (二) 酒酔い運転  
 (1) 酒に酔って車両等を運転した場合、二年以下の懲役または五万円以下の罰金に処する。こ

の場合の酒に酔っている状態とは、身体に保有するアルコールの量にかかわらず、アルコールの影響により車両等の正常な運転ができないう状態をいう。

(三) 酒類の提供等  
 (1) 酒気帯び運転をすることとなるおそれがある者に対し、酒類を提供し、または飲酒をすすめることを禁止する。

建設課交通係

## 運転を慎重に

夏休みにはいり子供の路上での遊びや飛び出しが多くなる時です。運転者の皆さんは、今更以上に注意して運転するよう心がけましょう。又気温が上昇するにつれて、反射神経がにぶりがちです。疲れを残さぬよう睡眠を多くとり、慎重に運転してほしいものです。

又家庭の皆さんも、子供を路上や危険な場所まで遊ばさぬよう注意をしましょう。

交通安全推進協議会

**10月1日は  
国勢調査です**

**総務課**

青年学級長	横山 重
二階堂	大西 一
担当委員	大西 一
柳 義	柳 義
武 裕	武 裕
嶋 田	嶋 田
横 尾	横 尾
岡 田	岡 田
坂河 野	坂河 野
与川内	与川内
坂本支部長	坂本支部長
横山	横山
中野	中野
柵野	柵野
久国	久国
生名	生名
中角	中角
山西	山西
沼江	沼江

副会長	中野智夫
会長	前山智夫
局長	島野芳子
事務局長	中山博之
次長	中山智夫
定小	中山智夫
作山	中山智夫
智博	中山智夫
均之	中山智夫





中田会長

発に大きな期待を寄せられるものであります。観光事業に直接、間接に関係ある方はもとより、将来の観光事業に関心をもたれる多数の方々の御賛同、御加入をお待ちしております。

- 会長 中田 森蔵
- 副会長 湯浅 源八
- 会計 福岡 井笹 男

- 理事 山近中 谷城井 津藤口 本嘉謙 茂圭
- 顧問 青原 栗坂 河野 昭三 美樹 平雄 明潔
- 監事 荒谷 木野 田城 井津 藤口 本嘉 謙茂 圭
- 顧問 青原 栗坂 河野 昭三 美樹 平雄 明潔

近年我が国の経済は著しい成長発展を続けて居りますが、一面には都市部への人口集中、農山漁村に於ける過疎、所得格差の増大など産業形態の変ほうは誠にげいしいものがあります。勝浦町の状況を見ましても、みかん栽培を柱に安定した発展を遂げて参りましたが、最近に於ける果実価格の先行不安、或は労働賃金をはじめとする物価の上昇など、対処すべき数多くの問題が起つて参りました。こうした現況を打開し、町内産業の発展振興をはかるためには、時代の変化に適應した事業の撰択と振興をすゝめなくてはならないと存じます。

かような趣旨から産業振興の一環として、町内の観光事業を促進開発いたしますと共に文化の向上の一助としても観光事業の推進に当るため、「勝浦町観光協会」が発足致しました。幸にして風光明媚な自然の景觀と、みかん、鮎など特産品にも恵まれた本町は今後の観光開

# 夏の健康と衛生



全町清掃に集まった人たち

赤痢の傳染 患者または保菌者の糞便中に排出された赤痢菌が人間の口に入り傳染します。赤痢菌が人の口に入る前に、

感染経路を断ち切るには、総合的な対策が必要で、なかなかむつかしい問題があり、町民一人一人が理解し、協力し、食品が汚染されないよう衛生的処理と環境衛生の改善が最も大切です。

## 夏の疲労対策

夏の疲労は、ハイキングやスポーツのあとの疲労と本質的にならぬ慢性疲労、蓄積疲労となり、暑さという負担が生理的な重荷となって身体活動にかかってくる特徴をもつた疲労となります。

## 水、塩分の補給

私たちの体は、水温二十八度Cをこえると安静にしても汗がでます。それで、汗で失った水や食塩を補給しないと体液のバランスがくずれて疲れがひどくなり、病気になるります。

## 栄養の補給

夏になると食欲がなくなり、漬物やお茶漬ですましがちです。こんな習慣は体力を衰えさせるので栄養素の補給に重点をおきましょう。

## 睡眠

いくら栄養や水分の補給に注意しても休養をとらないと疲労は回復しません。

## 安眠する法則

- 1 規則正しい生活をする
- 2 竹スタレなどを利用し室内への暑い日差しをさえぎる。

# 野犬を追放

- 3 夕方庭先へ打ち水をする。
- 4 工夫をこらし眠りやすいよう心がける。

最近、野犬が繁殖し、農産物や鶏などに被害を受けています。そこで、保健所や町厚生課が野犬の追放に努力しています。しかし、町民の方々の御協力がないと効果がありませんので、次の点に御協力ください。

- 1 無鑑札犬の居どころをお知らせください。
  - 2 犬による被害の状況、場所をお知らせください。
- 町民を犬の危害から守るため無鑑札の犬はもとより、鑑札を受けている犬でも、放し飼いの犬は、どしどし検挙(引取り)します。
- 野犬追放に、みなさんの御協力をお願いします。
- なお不用犬の買上げも行なっています。

- 大 一頭二〇〇円
  - 小 一頭一〇〇円
- 厚生課へ御連絡ください。



厚生課